

介護保険施設を利用したときの介護保険負担限度額認定について

介護保険負担限度額認定について、令和7年8月から認定要件が一部変更になります。

令和7年
8月1日
から

○制度対象者と利用者負担段階（変更は下線部）

利用者負担段階	対 象 者（65歳以上の人）	
第1段階	・世帯全員（世帯分離している配偶者を含む。以下同じ）が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・生活保護等の受給者	かつ、預貯金等の合計が 1,000 万円以下（夫婦は 2,000 万円以下）
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額＋その他の合計所得金額が年額 80.9 万円以下	かつ、預貯金等の合計が 650 万円以下（夫婦は 1,650 万円以下）
第3段階①	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額＋その他の合計所得金額が年額 80.9 万円超 120 万円以下	かつ、預貯金等の合計が 550 万円以下（夫婦は 1,550 万円以下）
第3段階②	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額＋その他の合計所得金額が年額 120 万円超	かつ、預貯金等の合計が 500 万円以下（夫婦は 1,500 万円以下）

- ※ 年金収入額には老齢年金などの課税年金だけではなく、非課税年金（遺族年金、障害年金）も含む。
- ※ 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得を除いた金額をいう。
- ※ 令和3年度より、その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、所得金額調整控除適用前の給与所得から 10 万円を控除した後の金額を用いる。
- ※ 65 歳未満の人は、収入等に関係なく、預貯金等の合計は 1,000 万円（夫婦は 2,000 万円）以下。

○一日あたりの負担限度額

対 象 者	居住費（滞在費）の上限額（1日あたり）				食費の上限額（1日あたり）	
	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	880 円	550 円	550 円（380 円）	0 円	300 円	300 円
第2段階	880 円	550 円	550 円（480 円）	430 円	390 円	600 円
第3段階①	1,370 円	1,370 円	1,370 円（880 円）	430 円	650 円	1,000 円
第3段階②	1,370 円	1,370 円	1,370 円（880 円）	430 円	1,360 円	1,300 円

※（ ）内は介護老人福祉施設に入所または短期入所生活介護を利用した場合の額。